

# 学校での「いじめ」についてのアピール

いじめは、児童生徒に心身の苦痛を与える重大な人権侵害です。

児童生徒の豊かな成長を支援することを目的とする本学会にとって、いじめの防止・解消は大事な責務の一つであり、真摯に取り組む使命をもっています。このため、私たち日本学校教育相談学会会員は、各学校等において、次のような取り組みに全力を尽くします。

1. 私たちは、児童生徒最優先の姿勢ですべての児童生徒にかかわります。
2. 学校の教育相談体制を整え、子どもが相談しやすい環境をつくり、いじめの早期発見に努めます。
3. 児童生徒理解を深めることの重要性を訴え、全教職員が「小さなサイン」に気づく感性を高めるよう取り組みます。
4. いじめられている子に対しては、「絶対に守る」という姿勢を強く示し、つらい気持ちを十分に受け止めるなどして支えます。
5. 「いじめは絶対に許されない」ことを毅然とした姿勢で指導します。さらに、いじめの子のもつ課題の解消を援助します。
6. 会員の総意を結集し、いじめ問題の解決を目指した研究や実践を続けます。

平成19年1月8日

日本学校教育相談学会会長 日野宜千

〔この「アピール」についてのお問い合わせ先〕

日本学校教育相談学会事務局

電話 042-579-4153 〒205-0023 東京都羽村市神明台3-25-30